

第2回共済小委員会資料

平成26年4月24日
中小企業庁
経営安定対策室

目次

1. 第1回委員会におけるご意見・指摘等
2. ご意見・指摘等の課題等の整理について
(小規模企業共済制度)
3. ご意見・指摘等の課題等の整理について
(中小企業倒産防止共済制度)
4. 加入促進用リーフレットについて
5. インターネットを活用した加入促進について
6. 付加共済金の支給に向けて
7. 今後のスケジュール等について

1. 第1回委員会におけるご意見・指摘等

(小規模企業共済制度)

(1) 制度設計に関わるご意見・指摘

① 掛金月額引き上げ

掛金月額を10万円にするなど、掛金月額の上限を引き上げても良いのではないか。

(堤委員、寺岡委員)

② 共済金の一部事前受取り

65歳前に、共済金の一部を事前に受け取れる仕組みができないか。(堤委員)

③ 加入対象の拡充等

・サービス業については、業種・業態に応じて従業員要件を緩和しても良いのではないか。

(堤委員)

・ソーシャルビジネス、介護・保育などの事業を、NPOが運営しているケースもある。

NPOを加入対象者に加えても良いのではないか。(堤委員、寺岡委員)

④ 共済契約のポータビリティ

・中小企業退職金共済制度の対象であった従業員が役員となり、小規模企業共済事業に加入した場合、その退職金相当額を小規模共済に引き継げる仕組みができないか。

(逆のケースも考えられる)(小野委員)

(小規模企業共済制度)

(2) 加入促進策について

- ① サービス業を細分化し、加入状況を分析するなど、地域別や業種別、所得別の加入状況に応じた加入促進策を行うのが効果的ではないか。(安藤委員)
- ② 掛金月額1,000円から加入できることを知らない人たちがいるので、1,000円から加入できること、加入後増額や減額ができることなどをPRするべきではないか。
(寺岡委員、堤委員)
- ③ 加入後企業が成長しても加入し続けられることもPRすべきではないか。(堤委員)
- ④ 節税面だけでなく制度を活用した事例や契約者の声等を使ってPRをすべきではないか。
(堤委員)
- ⑤ 外国人の創業者、経営者へのPRも展開してはどうか。(伊藤委員)
- ⑥ 差押禁止債権は制度のメリットなので、PRするのが良いのではないか。(加々美委員)

(中小企業倒防止共済制度)

(1) 制度設計に関わるご意見・指摘

①「倒産」定義の追加

- a. 電子記録債権(でんさい)の「取引停止処分」を、手形の「取引停止処分」と同様に、「倒産」の定義に追加することが望ましい。
(荒巻委員、寺岡委員、菊池委員、山本委員、加々美委員、平本委員)
- b. 倒産に限らず滞留債権が発生するなど実質倒産についても「倒産」の定義に加えられるか。(荒巻委員、菊池委員)
一方、実質倒産を定義に追加することは、困難ではないか。(山本委員、加々美委員)

②掛金について

- ・掛金の上限額を引き上げること検討しても良いのではないか。自社の資金繰りの悪化等を理由として共済貸付けがあっても良いのではないか。(堤委員)

(2) 加入促進策について

- 制度のメリットについて加入者の声などを使ったPRをすべきではないか。(堤委員)

2. ご意見・指摘等の課題等の整理について (小規模企業共済制度)

(1) 制度設計に関わるご意見・指摘

① 掛金月額引き上げ

◎ 掛金月額を10万円にするなど、掛金月額の上限を引き上げても良いのではないか。(堤委員、寺岡委員)

<検討すべき課題のポイント>

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者が相互扶助の精神に基づき、将来の廃業等に備え、生活安定のための資金を、その拠出により備える、いわゆる**経営者のための退職金制度**。

本制度における掛金の上限引き上げについては、廃業後の生活安定に備えるとの制度趣旨からみて、

① 厚生年金制度で一定の生活保障がなされている**サラリーマンと、自営業等個人事業主とは給付の水準に差があり**、この差を埋めるための一助を担う制度でもあること。

② 現在、**民間生保等に、公的年金制度を補完する類似の商品がある**こと。

なども踏まえつつ、**「将来の廃業に備え、生活安定のために備える」**制度として、**国としてどの程度まで措置することが必要かについて**、十分な検討が必要。

『(検証の一例) 将来の生活安定のために必要な資金の額の比較』

A. 老後必要となる資金の額

基本生活費: 8,426万円 (27.0万円×12月×26年*)

(*は、女性の平均寿命 - 60歳。「以下同じ」)

(サラリーマン等のケース)

B. 老齢給付額: 7,269.6万円 (23.3万円×12月×26年*)

C. 平均退職金: 1,941万円 (大学卒(管理・事務・技術職))

D. 過不足額 : $+784.6$ 万円 (A - (B + C))
 $\triangle 284$ 万円 (高校卒(現業職)の場合)

(自営業の場合)

B. 老齢給付額: 4,024.8万円 (12.9万円×12月×26年*)

C. 共済金 : 4,152.4万円 (7万円×12月×40年×利息)

D. 過不足額 : $\triangle 248.8$ 万円 (A - (B + C))

(参考とした数値)

1. 老後の基本生活費

① 基本生活費: 月額約27.0万円

(総務省「家計調査年報 家計収支編(平成24年)」)

② ゆとりある老後生活費(夫婦2人): 月額約36.6万円
(生命保険生活文化センター「生活保障に関する調査」(平成22年度))

2. 老齢給付: 月額約23.3万円

(含む老齢厚生年金、妻の老後基礎年金)※

月額約12.9万円(自営業の場合)

※ 夫(男性)及び妻(女性)とも、乗率は5.769/1000を使用し、国民年金は20歳から60歳までの40年間保険料納付期間(夫の標準報酬月額40万円)として計算

(出典) 明治安田生命保険相互会社「社会保障制度ご説明ブック」より

3. 平均寿命: 男性: 79.94歳、女性: 86.41歳

(厚生労働省「平成24年簡易生命表の概況」)

4. 平均退職金額

① 高校卒(現業職) 1,128万円

② 高校卒(管理・事務・技術職) 1,673万円

③ 大学卒(管理・事務・技術職) 1,941万円

(厚生労働省 平成25年就労条件総合調査結果の概況)

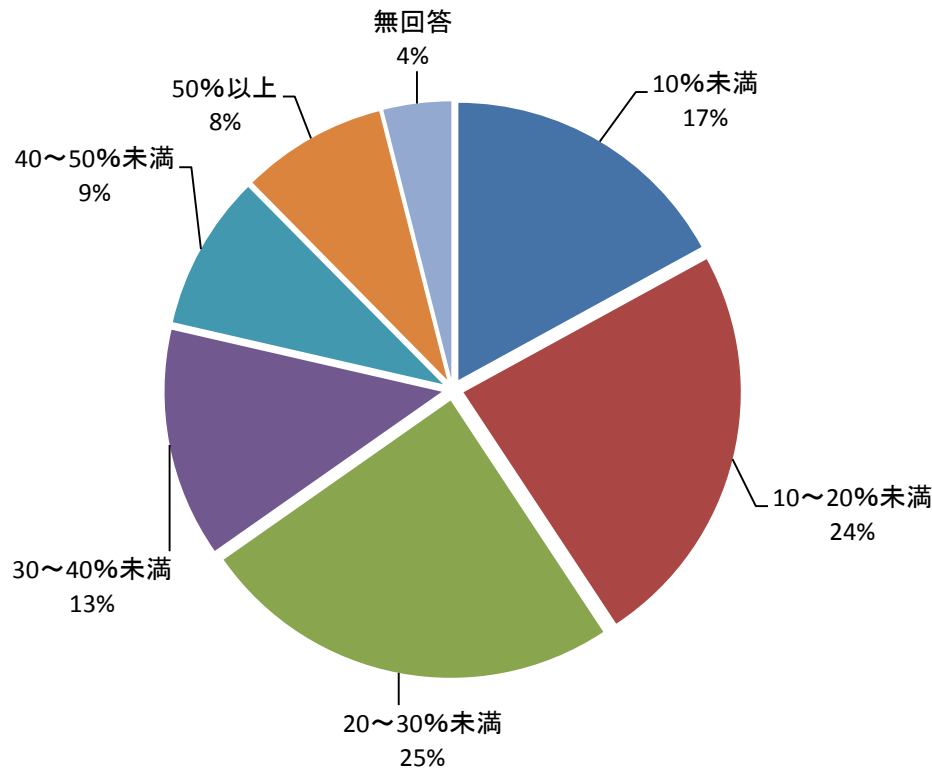
(参考1) 第1回共済小委員会資料より

○老後の生活費に占める小規模企業共済の割合 (在籍者アンケートより)

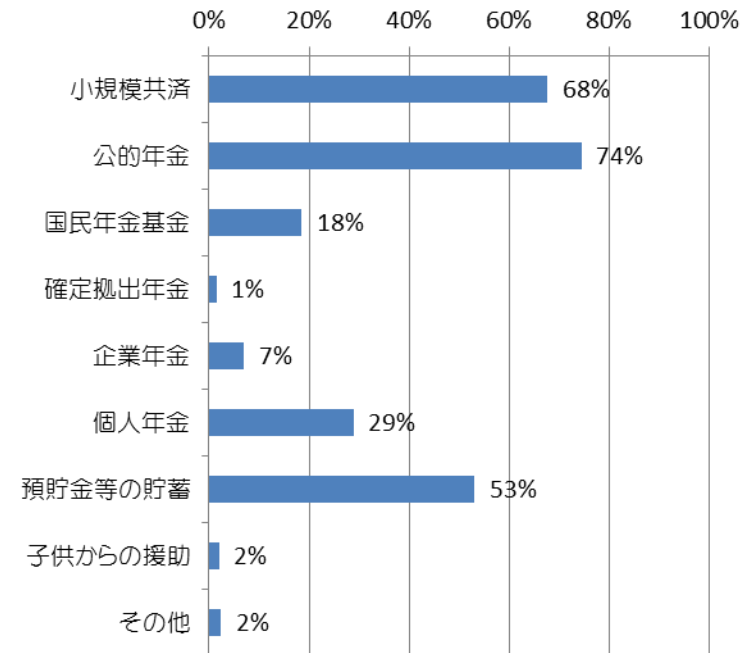
○「10～20%」と「20～30%未満」とする割合が、それぞれ4分の1を占めている。共済のみで将来に備えるのではなく、「公的年金」等を補完するものとして加入されている方が多い。

○小規模企業共済以外の「老後の生活費のまかない方」は、「公的年金」が74%、「貯蓄」とされる方が53%となっている。

【老後の生活費に占める小規模企業共済の割合】



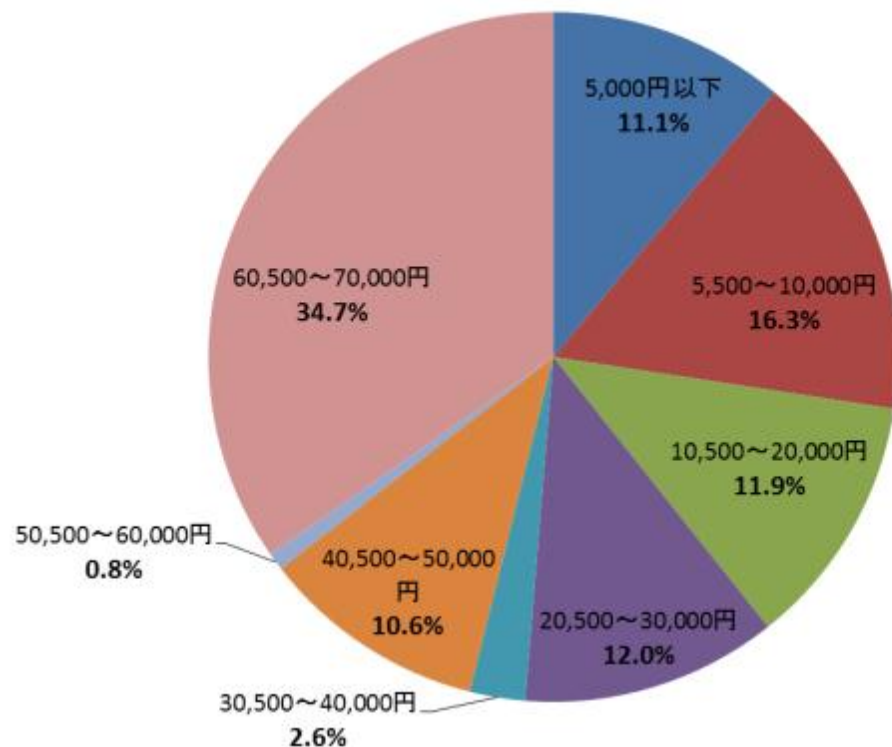
【老後の生活費のまかない方】 (複数回答)



出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構 小規模企業共済制度に関するアンケート(抜粋)

(参考2) 掛金分布と平均掛金月額、共済事由別脱退までの平均在籍期間

1. 平成25年度末在籍者の掛金月額の分布と平均掛金月額



平均掛金月額

39,000円

掛金月額合計	47,335 百万円
在籍人数	1,217,010 人
平均掛金月額	38,895 円

2. 共済事由別脱退までの平均在籍期間 (年)

脱退年度	A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由	全事由
平成22年度	18.9	22.9	10.9	10.4	18.2
平成23年度	18.9	22.7	10.9	10.4	18.3
平成24年度	19.1	23.1	10.9	10.3	18.8

(参考3) 小規模企業共済制度と国民年金基金等との比較

	小規模企業共済制度		国民年金基金	確定拠出年金（個人型）	
運営主体	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		国民年金基金	国民年金基金連合会	
加入資格者	(小規模) 個人事業主・共同経営者・ 会社等の役員		自営業者等	国民年金の第1号被保険者・企業年金 がない国民年金の第2号被保険者等	
加入年齢上限	なし		59歳まで	59歳まで	
掛金上限	月7万円／年間84万円		月6. 8万円／年間81. 6万円 （両制度の掛金の合算）		
(税制優遇措置)	全額所得控除		全額所得控除		
解約可否	可		不可	不可	
受取時期	廃業・会社解散時等		65歳から	60歳から	
受取方法	一括受取り	分割受取り	分割受取り	一括受取り	分割受取り
(税制優遇措置)	退職所得扱い	公的年金等の 雑所得扱い	公的年金等の 雑所得扱い	退職所得扱い	公的年金等の 雑所得扱い

出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

② 共済金の一部事前受け取りを可能とすること

- ◎ 65歳前に、共済金の一部を事前に受け取れる仕組みができないか。65歳以前に、後継者に社長を譲り、自らは会長、顧問として会社内に残りバックアップする場合、これまでの給与を減額する必要がある。その減額分の埋め合わせとして共済金の一部事前受け取りができる仕組みがあると良い。(堤委員)

<検討すべき課題のポイント>

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者が相互扶助の精神に基づき、将来の廃業等に備え、生活安定のための資金を、その拠出により備える、**経営者のための退職金制度**との位置付け。受け取る共済金についても税制上の優遇措置として、一時所得扱いとせず、**退職所得扱い**としている。また、廃業、死亡、老齢給付年齢(65歳以上等)等の**共済事由が発生した時点で、共済金を支払う制度設計**となっている。

共済金の一部を共済事由の発生前に受け取る仕組みの検討に当たっては、

- ① 民間企業の中には、退職一時金制度を設けているところもあるが、退職所得とは分離され、**税制面での優遇措置は認められていない**こと。
- ② 小規模企業共済制度では、契約者の一時的な資金需要に応えるものとして、**還元融資制度(一般貸付等)を用意**していること。(会社等で行われている従業員に対する退職金前借り制度と同様ともいえる。)等を踏まえ、契約者が共済事由の発生前に共済金の一部を受け取る具体的なニーズなどを踏まえ、当該仕組みによるメリットとデメリットを比較検討することが必要。

他方、**事業承継の円滑化の観点**から、上記の制度の趣旨等を踏まえ、何ができるか検討することも必要。

(参考)

- 共済金の平均支給額(平成24年度)は、1,153万円。
- 過去の最高支給額は、5,147万円(平成24年度)。
- 平成24年度新規貸付(一般貸付と特別貸付の合計)の平均額は、340.7万円。

(参考4) 第1回共済小委員会資料より 契約者貸付の推移

○新規貸付件数は平成16年度が最も多く、平成20年度以降は、件数、金額とも減少傾向にある。

○平成24年度新規貸付（一般貸付と特別貸付の合計）の平均額は、340.7万円。

新規貸付額(億円)

8,000

7,000

6,000

5,000

4,000

3,000

2,000

1,000

0

新規貸付件数(千件)

160

140

120

100

80

60

40

20

0

年度(直近)	新規貸付件数	前年同期比	新規貸付額	前年同期比
24	131,455	-3.3%	4,479億円	-3.2%
25(4~12)	97,046	-3.7%	3,286億円	-3.3%

(新規貸付件数)
H16年度:147,510件

(新規貸付額)
H24年度:4,479億円

■ 新規貸付額(左目盛)
● 新規貸付件数(右目盛)

※ 契約者貸付けの件数・金額は、「一般貸付け」と「特別貸付け」の合計。

48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25
(1989) 年度(末) (2000) (2013) (4~12)

出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構

③ - 1 加入対象の拡充等（サービス業）

◎ サービス業については、業種・業態に応じて従業員要件を緩和しても良いのではないか。（堤委員）

<検討すべき課題のポイント>

- ① 小規模企業活性化法に基づき、加入対象の拡充については、小規模企業共済法施行令の改正で対応可能。
- ② 拡大を希望する業種・業態等の業界ニーズ等に応じて対応することとしている。

（参考5） 第1回共済小委員会資料より

【小規模企業者の定義改正（政令による範囲の弾力化）（平成26年4月1日施行）】

- ◆ 中小企業基本法における小規模企業者の定義の精緻化・弾力化を図り、施策ごとの個別法で定めこととし、小規模企業共済法に、定義にかかる政令委任の規定を措置。
- ◆ 本規定に基づき、商業・サービス業について一律「従業員5人以下」としていた定義に関し、小規模企業共済法施行令（政令）において、政令特例業種として「宿泊業」及び「娯楽業」を規定し、これら2業種については「従業員20人以下」と政令で規定。
- ◆ 定義の精緻化にあたっては、①経営指標等による脆弱性の観点と、②業界のニーズ・実態の観点から多角的に検討。
- ◆ 「宿泊業」及び「娯楽業」については、他の業種と比べて、現行規定の定義より大きな従業員区分（10～20人）において、売上高営業利益率、自己資本比率、一人あたりの付加価値額等の経営指標等に格差が生じていることと、業界からの要望を踏まえ、措置。

【定義の拡充により見込まれる加入者数（試算）】

	現行対象者	拡大対象者	全対象者
宿泊業	57,564	24,183	81,747
娯楽業	12,968	15,953	28,921

③ - 2 加入対象の拡充等 (NPO法人)

◎ NPOを加入対象者に加えても良いのではないか。 (堤委員、寺岡委員)

<検討すべき課題のポイント>

NPO法人は、現行の小規模企業共済法に定義される「小規模企業者」には該当しないため、法改正により定義を拡充することが必要。

この場合、

- ① 基本的に中小企業・小規模事業者政策は、「営利を目的とする会社と個人」を対象としており、NPO法人を対象とすることの妥当性やその場合の要件等について検討が必要ではないか。
- ② NPO法人の役員のうち役員報酬を得られるのは1/3以下となっており、現行の営利事業を営む経営者等と同等の扱いとすることが適当なのか。
- ③ 医療法人、学校法人など小規模企業者に該当しない他の法人も同様に検討する必要があるのではないか。
- ④ 現行の対象者との公平性は担保できるのか。

など、具体的な加入ニーズも踏まえ、小規模企業共済の対象とすることの妥当性についての検討が必要。

④ 中小企業退職金共済と小規模企業共済の共済契約のポータビリティ

- ◎ 中小企業退職金共済制度と小規模企業共済制度間で共済契約を引き継げる仕組みができないか。
(小野委員)

<検討すべき課題のポイント>

両共済制度は、契約者の相互扶助の精神に基づく共済制度として類似性はある一方、以下のとおり、制度の目的、共済契約者、被共済者、負担者、受益者、掛金への国庫補助の有無、共済事由などが異なることから、制度間のポータビリティを導入することについては、具体的なニーズも踏まえつつ、検討が必要。

- ① 中小企業退職金共済制度は、「中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等を目的」とし、中小企業の経営者が従業員の退職に備えて資金を拠出している。
- ② 一方、小規模企業共済制度は、「小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を確立し、もつて小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与」することを目的」としており、小規模企業の経営者や役員が事業の廃止等に備えて資金を拠出している。
- ③ 中小企業退職金共済制度には、掛金の一部国庫補助制度があり、小規模企業共済制度にはない。

よって、例えば、中小企業退職金共済の資金拠出を受けている従業員が起業して小規模企業共済に加入する場合にポータビリティを容認するか否かについては、中小企業退職金共済で資金拠出している中小企業の経営者と従業員との間の合意との関係の整理や、国庫補助金の取扱いの整理等が必要。

※類似の公的年金制度である確定拠出年金間のポータビリティは、用意されている。

(参考6) 中小企業退職金共済と小規模企業共済との比較

	小規模企業共済制度		中小企業退職金共済	
運営主体	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		独立行政法人 勤労者退職金共済機構	
加入資格者	(小規模) 個人事業主・共同経営者・ 会社等の役員		中小企業者 (被共済者：その従業員)	
加入年齢上限	なし		なし (事業所単位での契約)	
掛金上限	月7万円／年間84万円		月3万円／年間36万円 (従業員一人当たり)	
国庫補助	なし		<新規加入時> ①掛金月額1/2(従業員ごと上限5,000円)を加入後4か月目から1年間助成。 ②パートタイマー等短時間労働者の特例掛金月額(掛金月額4,000円以下)加入者については、①に別途上乗せして助成あり。 <月額変更時> ・掛金月額が18,000円以下の従業員の掛金を増額する事業主に、増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成(2万円以上の掛金月額からの増額は助成の対象外)	
(税制優遇措置)	全額所得控除		非給与所得(従業員) 全額必要経費算入(個人企業) 全額損金算入(法人企業)	
解約可否	可		可 (従業員の同意が必要)	
共済事由	廃業・会社解散等		退職	
受取方法	一括受取り	分割受取り	一括受取り	分割受取り
(税制優遇措置)	退職所得扱い	公的年金等の 雑所得扱い	退職所得扱い	公的年金等の 雑所得扱い

(2) 加入促進策について

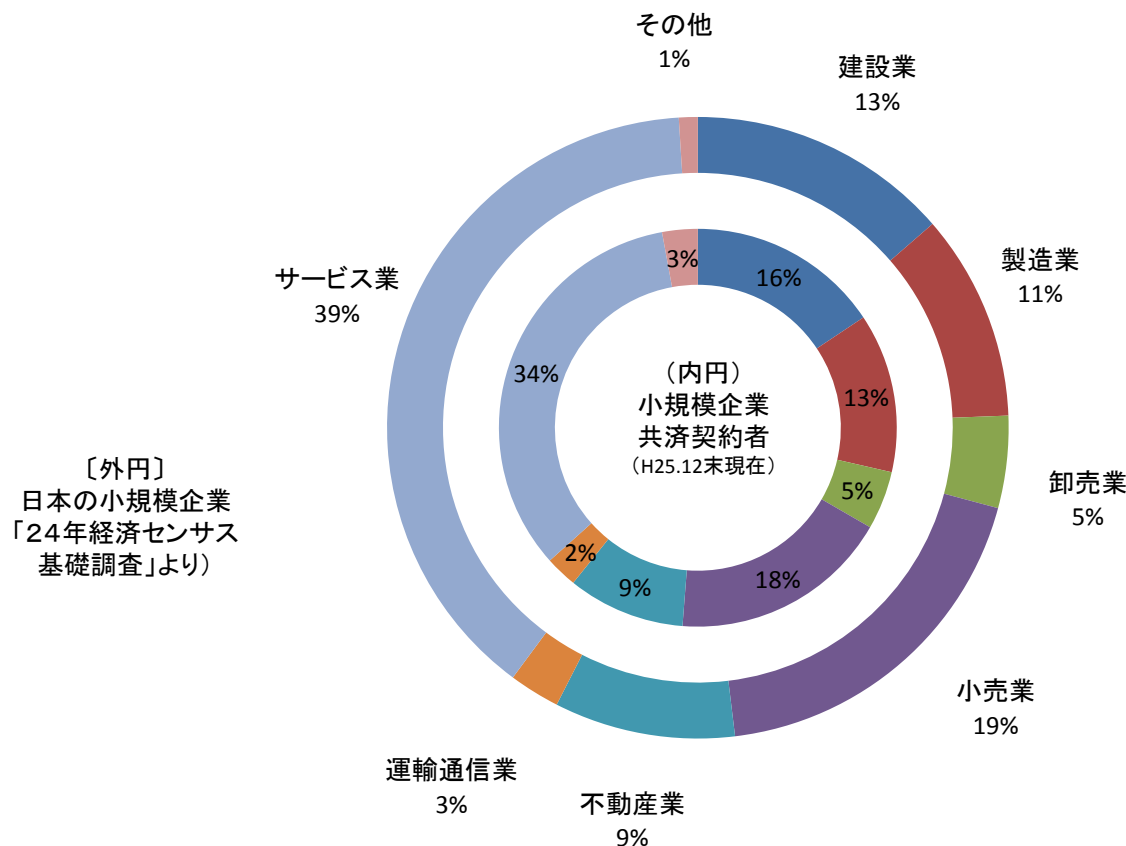
① 地域別、業種別、所得別の加入状況に応じた加入促進策の検討

- ◎ サービス業を細分化し、加入状況进行分析するなど、地域別や業種別、所得別の加入状況に応じた加入促進策を行うのが効果的ではないか。(安藤委員)

② PR強化(⇒4. 加入促進用リーフレットについて)

(参考7) 第1回共済小委員会資料より ○業種別加入状況

○小規模事業者が属する業種別構成割合と共済制度加入者の業種別構成割合は、ほぼ均衡し、業種間での大きな違いは、見られない。(注:日本の小規模企業を「平成24年経済センサス基礎調査」の数値に置き換え)



(注)小規模企業契約者数には、役員、共同経営者を含む。以下同じ。

日本の小規模企業数:総務省統計局「平成24年経済センサス基礎調査」より

(経済センサス統計の従業員人数の括りの関係で、製造業等は19人以下、サービス業等は4人以下の人数となっている。)

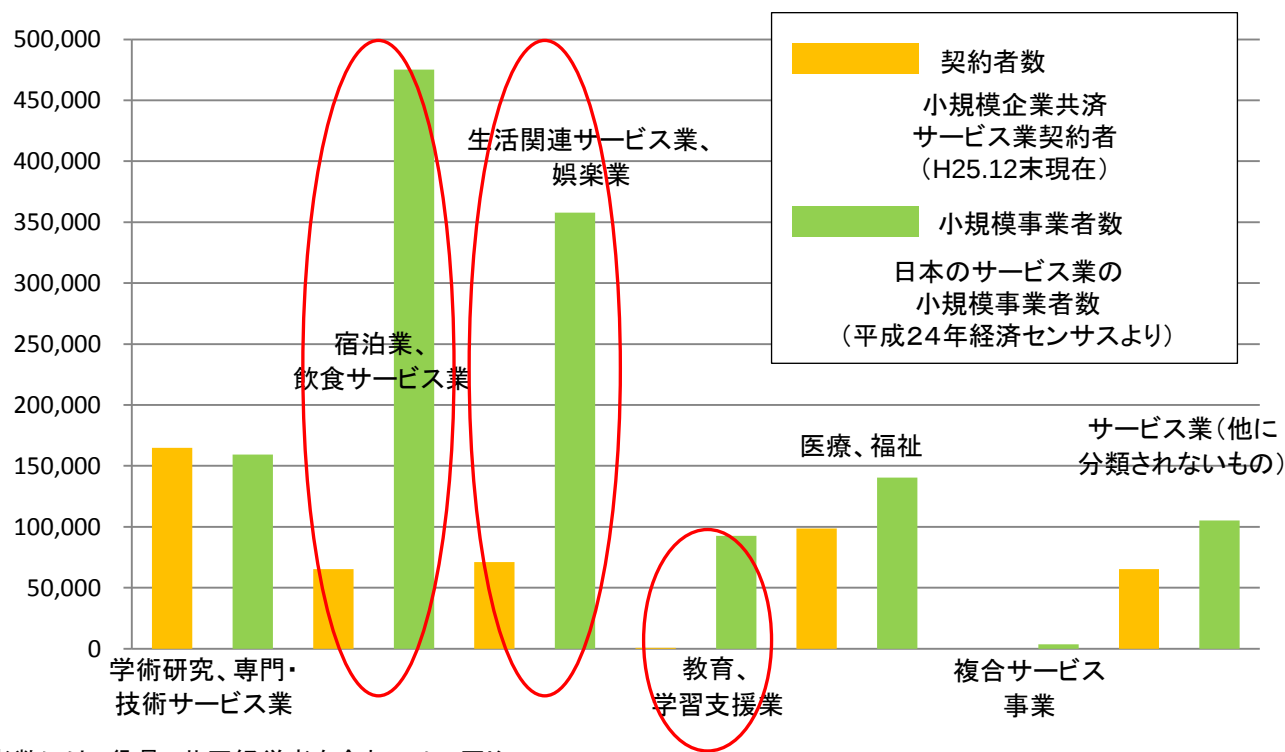
出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構

① - 1 地域別、業種別、所得別の加入状況に応じた加入促進策の検討

◎ サービス業を細分化し、加入状況を分析した結果、加入率の低い業種層が存在。低い層に絞った加入促進の実施。

<検証した結果のポイント整理>

- 宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業の加入率は、2割以下となっている。
- 具体的には、3業種の小規模企業者総数は、約92万6千に対し、在籍者数は、約13万7千と加入率は、14.8%であり、その他のサービス業の加入率と比較して、かなり低い加入率となっている。
- なお、加入率の低い原因は、3業種の経営環境は厳しい状況（赤字体質）にあることも想定される。



(注) 小規模企業契約者数には、役員、共同経営者を含む。以下同じ。

小規模企業数: 総務省統計局「平成24年経済センサス 基礎調査」より

(経済センサス統計の従業員人数の括りの関係で、製造業等は19人以下、サービス業等は4人以下の人数となっている。)

出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

小規模企業共済 サービス業種別在籍状況 (H25.12末)

大分類		契約者数(人)		小規模企業数		加入率
	現在加入されている中で主な業種		構成比		構成比	
学術研究, 専門・技術サービス業						
	弁護士等の士業、コンサルタント、カメラマン、設計事務所	164,800	35.4%	159,400	11.9%	103.4%
宿泊業, 飲食サービス業						
	ホテル、民宿、食堂、レストラン、喫茶店、弁当製造販売	65,384	14.0%	475,183	35.6%	13.8%
生活関連サービス業, 娯楽業						
	クリーニング、理美容業、浴場、プロスポーツ選手、芸能人	71,048	15.2%	357,806	26.8%	19.9%
教育, 学習支援業						
	幼稚園、美術館、動植物園、保育園	786	0.2%	92,619	6.9%	0.8%
医療, 福祉						
	個人医院(歯科含む)、介護サービス、鍼灸、整体、	98,723	21.2%	140,484	10.5%	70.3%
複合サービス事業						
	郵便局、協同組合(他に分類されないもの)	-	-	3,461	0.3%	-
サービス業(他に分類されないもの)						
	ビルメンテナンス、廃棄物処理、自動車修理、コインパーキング	65,372	14.0%	105,064	7.9%	62.2%
計		466,113	100.0%	1,334,017	100.0%	34.9%

(注) 小規模企業共済の契約者数には、役員、共同経営者を含む。以下同じ。

小規模企業数: 総務省統計局「平成24年経済センサス基礎調査」より

(経済センサス統計の従業員人数の括りの関係で、製造業等は19人以下、サービス業等は4人以下の人数となっている。)

出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

① - 2 地域別、業種別、所得別の加入状況に応じた加入促進策の検討

- ◎ 都道府県別の加入状況を見ると、都道府県によって加入状況に相違あり。都道府県を絞った加入促進を引き続き、進める。
- ◎ 検証ポイントの整理
例えば、沖縄県、青森県では、加入率が、約2割。加入率の低い都道府県1位と2位。

【都道府県別小規模企業共済加入状況】

	小規模企業数	小規模企業共済加入者数 (H26.1)	加入率
北海道	133,263	34,925	26.2%
青森	37,427	8,175	21.8%
岩手	33,837	8,447	25.0%
宮城	51,274	19,214	37.5%
秋田	32,087	7,210	22.5%
山形	37,527	10,321	27.5%
福島	54,804	14,545	26.5%
茨城	75,833	18,462	24.3%
栃木	57,961	17,482	30.2%
群馬	62,703	15,973	25.5%
埼玉	153,792	49,304	32.1%
千葉	112,831	42,922	38.0%
東京	369,710	172,553	46.7%
神奈川	172,717	81,282	47.1%
新潟	73,654	20,673	28.1%
山梨	29,922	7,816	26.1%
長野	70,414	20,083	28.5%
静岡	114,366	46,736	40.9%
富山	32,835	11,587	35.3%
石川	38,627	12,613	32.7%
福井	27,816	8,543	30.7%
愛知	189,829	96,195	50.7%
岐阜	67,372	27,089	40.2%
三重	48,614	18,331	37.7%
滋賀	31,999	15,465	48.3%
京都	75,334	29,708	39.4%
大阪	256,293	84,194	32.9%
兵庫	134,163	58,318	43.5%
奈良	28,888	13,951	48.3%
和歌山	33,715	10,305	30.6%

鳥取	15,228	5,854	38.4%
島根	21,405	7,865	36.7%
岡山	48,694	20,085	41.2%
広島	77,158	32,265	41.8%
山口	36,535	15,220	41.7%
徳島	24,567	7,899	32.2%
香川	29,388	11,017	37.5%
愛媛	41,333	13,963	33.8%
高知	24,116	6,683	27.7%
福岡	121,401	41,585	34.3%
佐賀	22,447	6,807	30.3%
長崎	39,157	11,349	29.0%
熊本	46,424	17,704	38.1%
大分	32,489	8,914	27.4%
宮崎	33,048	10,238	31.0%
鹿児島	47,567	16,055	33.8%
沖縄	42,250	9,132	21.6%
合計	3,342,814	1,225,057	36.6%

出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構作成資料

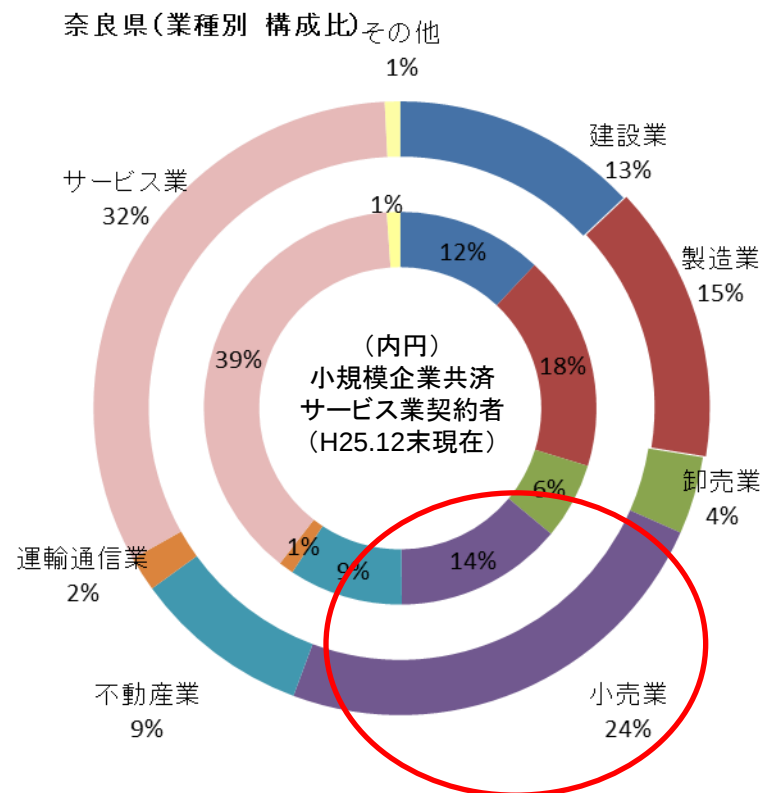
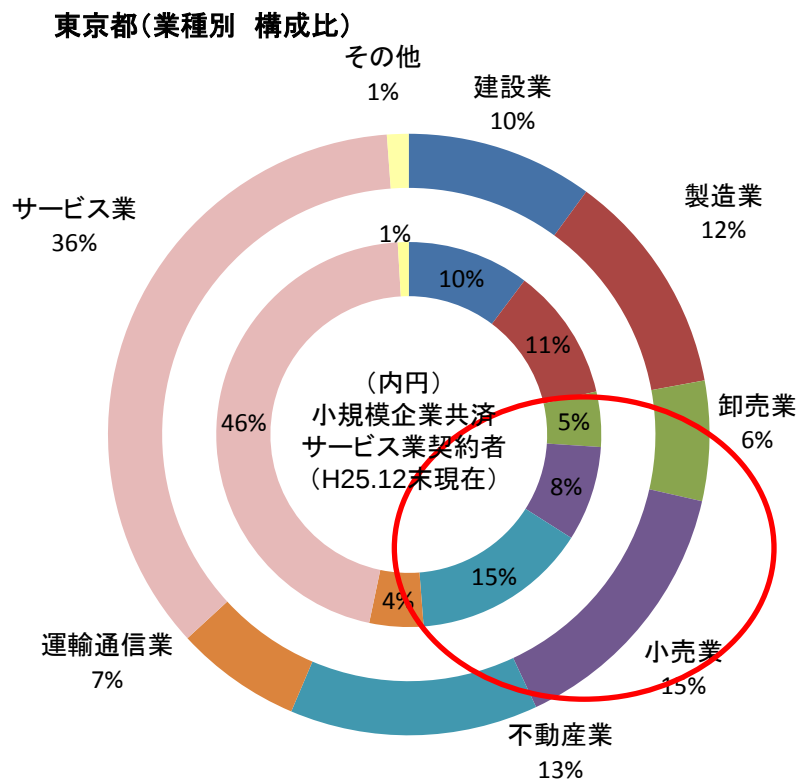
総務省統計局「平成24年経済センサス基礎調査」より
(経済センサス統計の従業員人数の括りの関係で、製造業等は19人以下、サービス業等は4人以下の人数となっている。)

① - 2 地域別、業種別、所得別の加入状況に応じた加入促進策の検討

- ◎ 一方、都道府県別、業種別の加入状況を見ると、都道府県で業種別に加入状況に相違あり。
都道府県別のターゲットを絞った加入促進を進めるのが有効か。

<検証した結果のポイント整理>

- 都道府県別での加入率が高い、東京都では、全体の加入率が44.3%に対し、小売業が、24.4%と低い。
- また、同様に奈良県では、加入率が46.5%、卸売業では母数は少ないが71.7%である中、小売業では、26.8%と低い。



[外円]県別業種別小規模企業数

総務省統計局「平成21年経済センサス基礎調査」より

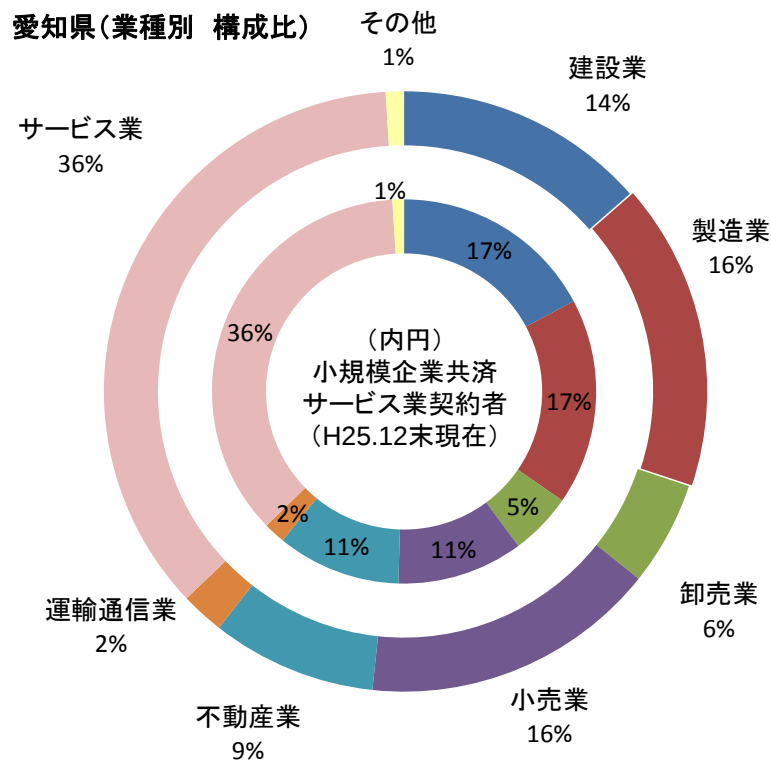
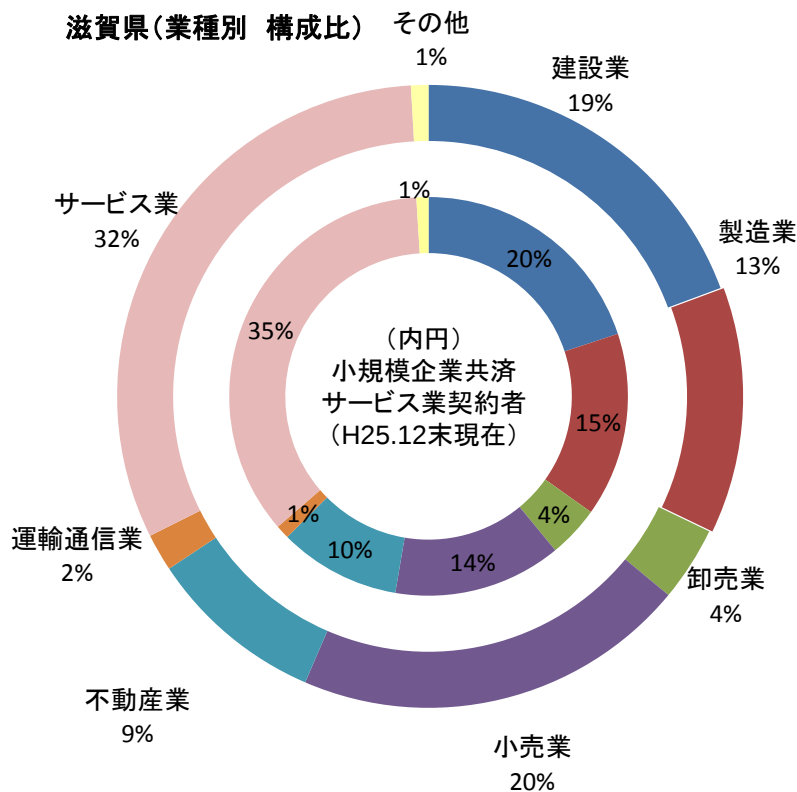
注:平成24年経済センサスの再編加工とはなっていない。

出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構

① - 2 地域別、業種別、所得別の加入状況に応じた加入促進策の検討

<検証した結果のポイント整理>

- 一方、同様に都道府県別での加入率が高い、滋賀県（加入率が47.5%）、愛知県（加入率48.7%）では、業種別に大きな偏りはない。



〔外円〕県別業種別小規模企業数

総務省統計局「平成21年経済センサス基礎調査」より

注：平成24年経済センサスの再編加工とはなっていない。

出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

3. ご意見・指摘等の課題等の整理について (中小企業倒産防止共済制度)

(1) 制度設計に関わるご意見・指摘

◎ 「倒産」定義の追加

- ① 電子記録債権(でんさい)の「取引停止処分」については、タイミングを見て追加してもよいのではないか。(荒巻委員、寺岡委員、菊池委員、山本委員、加々美委員、平本委員)
⇒次回法改正のタイミングで追加

- ② 実質倒産を定義に追加することは、困難ではないか。(山本委員、加々美委員)
⇒次回法改正時に再度議論

◎ 掛金について

・掛金の上限額を引き上げること検討しても良いのではないか。自社の資金繰りの悪化等を理由として共済貸付けがあっても良いのではないか。(堤委員)

(2) 加入促進策について

(⇒4. 加入促進用リーフレットについて)

- 制度のメリットについて加入者の声などを使ったPRをすべきではないか。(堤委員)

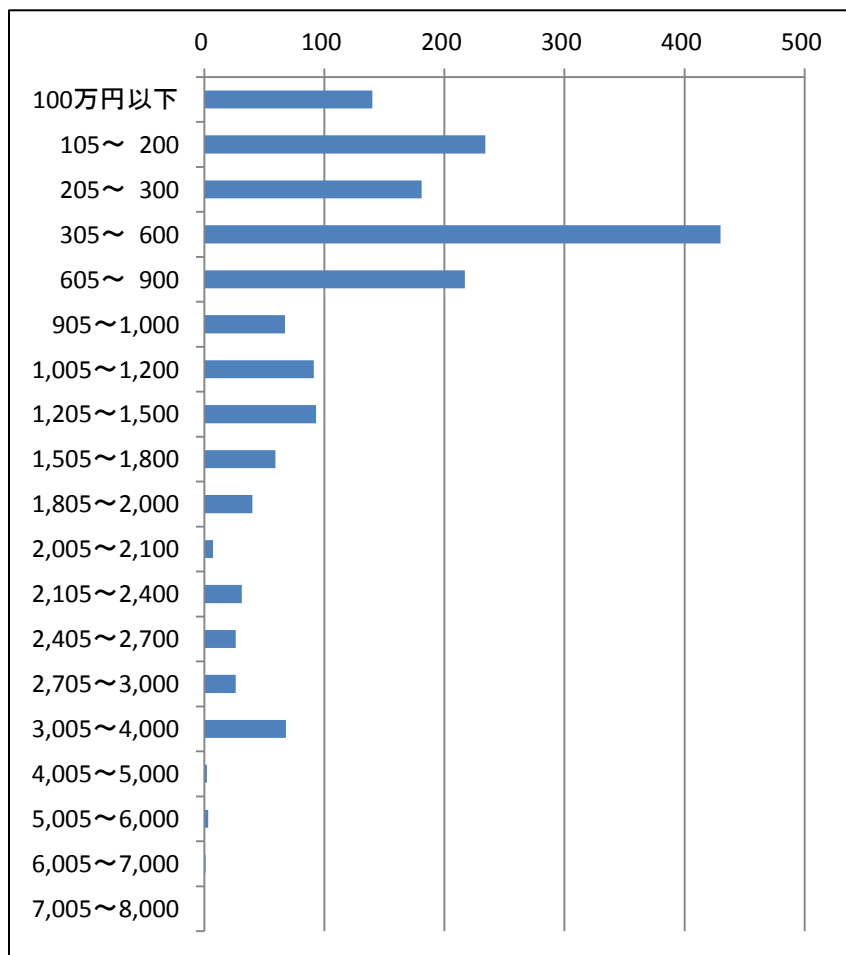
① 掛金月額引き上げ

- ◎ 掛金の上限額を引き上げることを検討しても良いのではないか。
- ◎ また、相手方の倒産事由ではなく、自社の資金繰りの悪化等を理由として共済貸付けがあっても良いのではないか。 (堤委員)

<検討すべき課題のポイント>

- ① 中小企業倒産防止共済制度は、中小企業の連鎖倒産を防止するための相互扶助による共済制度で、保険金ではなく、貸付として創設された制度であり、掛金の損金算入等、税制上の優遇措置がある。
- ② 貸付限度額は8,000万円である一方、現状の貸付需要として、平均で1,000万円以下となっている。
また、倒産件数、金額とも減少傾向にあり、他のセーフティネット貸付・信用保証等の資金繰り支援も存在する。
(参考) 平成24年度における貸付額の状況
 - ・305～600万円のニーズが最も多く、430件 (25.1%)
 - ・最高貸付額は、6,160万円 (1件)
- ③ また、現状の制度設計では、自社の資金繰り悪化への支援は、一時貸付制度を用意しているのみですが、新たな制度については、ニーズ等を踏まえ、十分に検討する必要がある。
- ④ なお、こうした現状では、限度額のみを引き上げた場合には、企業の利益隠し、節税対策ではないかとの批判を招く恐れがあることなどから、慎重に検討すべきではないか。

(参考7) 平成24年度倒産防止共済金の貸付額の分布

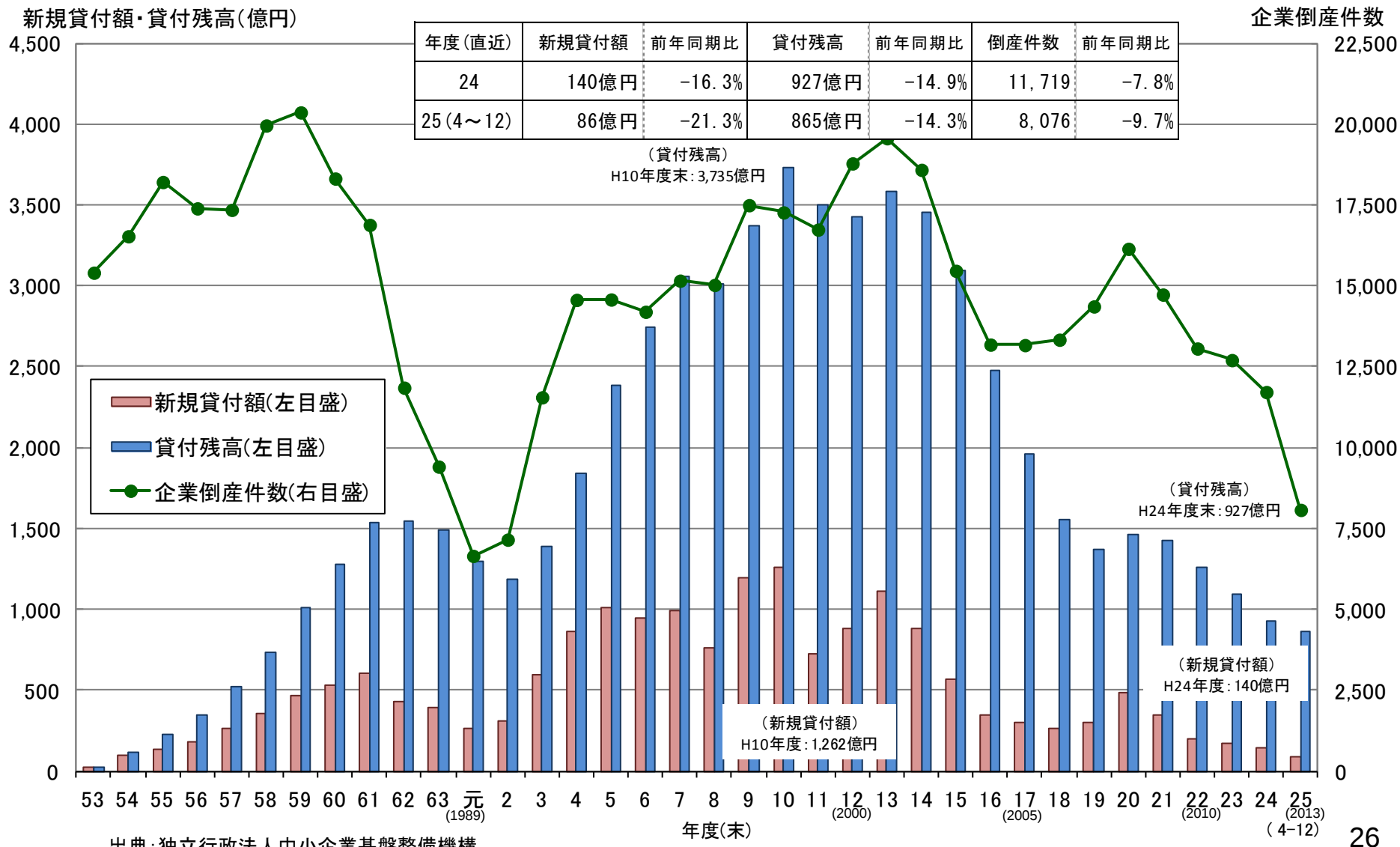


貸付額(万円)	件数
100万円以下	140
105～200	234
205～300	181
305～600	430
605～900	217
905～1,000	67
1,005～1,200	91
1,205～1,500	93
1,505～1,800	59
1,805～2,000	40
2,005～2,100	7
2,105～2,400	31
2,405～2,700	26
2,705～3,000	26
3,005～4,000	68
4,005～5,000	2
5,005～6,000	3
6,005～7,000	1
7,005～8,000	0
計	1,716

出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構

(参考8) 第1回共済小委員会資料より ○倒産防止共済金の貸付等の推移

- 企業倒産件数と新規貸付額の推移はほぼ同様の動きを示している。
- 近年では、平成20年度をピークに倒産件数・新規貸付額ともに減少傾向にある。



4. 加入促進用リーフレットについて

(小規模企業共済事業)

- ① 掛金月額1,000円から加入できることを知らない人たちがいるので、1,000円から加入できること、加入後増額や減額ができることなどをPRするべきではないか。
(寺岡委員、堤委員)
 - ② 加入後企業が成長しても加入し続けられることもPRすべきではないか。(堤委員)
 - ③ 節税面だけでなく制度を活用した事例や契約者の声等を使ってPRをすべきではないか。
(堤委員)
 - ④ 外国人の創業者、経営者へのPRも展開してはどうか。(伊藤委員)
- ⇒ 経営者、加入者の声を入れたリーフレットを作成し、委託団体等に配布している。
加入を希望する者の状況(創業を希望する者、創業者、既存経営者)に応じ、内容を工夫することが必要。
かつ、分かり易いチラシの作成も手がける。(ポイントは、手に取ってもらえる。)

(中小企業倒産防止共済事業)

- 制度のメリットについて加入者の声などを使ったPRをすべきではないか。(堤委員)
- ⇒ 分かり易いチラシの作成も手がける。(ポイントは、手に取ってもらえる。)

◎中小機構が経営者、加入者の声を入れて作成しているリーフレット (小規模企業共済制度)



Tさん(70歳)は、三陸沿岸の漁港でサンマやワカメ等の塩干品を作ってきた。原料を市場で仕入れ、出来上がった製品は問屋へ卸している。
「商売は順調で、長男が後を継いでいるのでほとんど任せている。65歳を超えていたので、老齢給付を請求したところ、22年弱の加入期間で、1回の分割共済金(分割期間10年、3か月に1度支給)の受取額が325,000円となりました。その後、家業を手伝うのは1日1~2時間、家庭菜園で花や野菜の手入れなどをしながら過ごしています。共済金は一括でもらえば「足が早い」から分割受取りにした。月間10万円余の収入は、生活の支えには十分な額で、大変良い制度でした。」と喜んでいる。

平成14年にA共済金を受けとったYさん。
「若い頃から月々わずかな額でしたが最後まで無事に掛金を積み立てることができました。事業の廃止に伴って共済金をいただきましたが、事業主という第一線から老後という第二の人生に向かうにあたり、本当に小規模企業共済制度に加入して良かったと思っています。「国民年金だけでは日常生活すらおぼつかない。ましてやゆとりある生活なんて…」などと、常々妻とも話していたのを思い出しますが、廃業時の生活安定資金としてだけでなく、ゆとりある老後生活への事前積み立てとして加入の意義を見出していたからこそ、本業にも専念でき、事業も全うできたと思っています。また、節税対策としても大変ありがたかったです。開業中は妻にいろいろと苦労をかけたと思いますが、これからは夫婦でゆっくり旅行するなど、一緒に充実した余生を送れるよう健康第一でがんばろうと思います。本当にありがとうございました。」と話している。



加入できる方

制度に加入できる方(小規模企業者)は、常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業については5人以下)の個人事業主(共同経営者を含む)又は会社の役員となつています。

※ 詳しくは、パンフレット、中小機構のホームページをご覧ください。

掛 金

・掛金月額は、1,000円~70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べます。(半年払い・年払いもできます。)
・掛金は、増額・減額ができます。(減額には一定の要件が必要です。)

制度の詳細なお問い合わせは…

ホームページ▶<http://www.smrj.go.jp/kyosai/> TEL▶050-5541-7171(共済相談室)

◆加入申込み手続きは、こちらの窓口へ

- 商工会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会
- 金融機関の本支店

取扱機関名

中小機構
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

経営者にも退職金を!

小規模企業共済、加入者の声



個人事業主、会社役員のみなさんを応援する国の共済制度です!

小規模企業の個人事業主と共同経営者、会社役員が事業を廃止・退職された場合に、その後の生活の安定や事業再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、いわば経営者の退職金制度といえます。

ここでは、小規模企業共済制度にご加入いただいた方の声を掲載しています。



九州のKさん(68歳)は、33年間プロパンガス小売店を経営している。商売は順調で、後継者がいなくて悩んでいる同業者とは異なり、息子さんが店を手伝っていて頼もしい跡継ぎとなっている。

Kさんは「最近、体調を崩して体力の限界を感じ、息子に店を継がせようかと思いい小規模企業共済制度の共済金を受けることを考えていたときに、給付割合が高い老齢給付(積立期間が15年以上で契約者の年齢が65歳以上の場合)があることを知り、早速、共済金を請求しました。ただ、毎月の収入や貯えがあり、共済金全額を一括で受取るとはしたくないと思っていたので、共済金を分割で受取ることになりました。(3か月ごとの支給される額は313,000円)国民年金と併せて月に140,000円の収入があることは心強いことです。」と老後が安泰であることを喜んでいる。

小規模企業共済に22年10か月間加入していた愛知県のKさん(60歳)は、事業をやめて1,459万円の共済金を受取った。

Kさんの仕事は自動車関連の機械部品鋳造用の木型製作で自動車産業の発展につれて仕事も増え、5~6社の外注を使って仕事をこなしてきた。しかし、仕事量の変動が大きいため苦労も多く、また近年、木型に代って新素材で型を作る方法に変わりつつあり、過去の経験が必ずしも通用しなくなったことなどから、かねてからの計画どおり60歳4か月で廃業した。

Kさんは「老後は小規模企業共済だけが頼りで、60歳までは掛け続けようと頑張ってきた甲斐があった。」と話している。



山梨県のNさん(70歳)は、印章彫り50年の親方で、4~5人の弟子を抱えて下請けの仕事が続けてきた。職業柄、長年の座業により足の血流が滞って歩けなくなり、手も震えて仕事ができなくなったため、やむなく廃業することになった。

「家族は自分達夫婦と父親の3人で、収入は国民年金と小規模企業共済の共済金だったため、友人の勧めもあり、共済金を10年間の分割受取りにしたところ、3か月ごとの支給額は102,000円でした。年金と合わせると定期的な収入になり助かります。」とNさんは仕事をやめても安心の様子である。

※平成23年1月からは個人事業の「共同経営者」も加入できるようになりました。

仕事をやめても「小規模企業共済制度」で安心!

税制面などで大きなメリット!

- ① 掛金は全額「課税対象所得から控除」できます。
- ② 共済金は「退職所得扱い」又は「公的年金等の雑所得扱い」となります。
- ③ 共済金は一括受取り、又は分割受取り。
一括受取り・分割受取りの併用もできます。
- ④ 契約者貸付制度(担保・保証人不要)が利用いただけます。

安心・確実な共済制度です!

- ① 法律に基づく制度です。
- ② 全国で約120万人が加入しています。
- ③ 共済金受給権は差押え禁止債権として保護されています。
(国税滞納処分等の場合を除く)



平成10年に加入し、現在に至っているSさん。

「小規模企業共済制度については青色申告会で知りました。節税しながら老後資金の蓄えができる点で、素晴らしい制度だと思い、妻にも相談してすぐに加入を決めました。平成5年には事業を起こしていたので「もう少し早く知っていればなあ……」と当時は悔やんだものです。会社員や公務員の方と比べて社会保険の面からも保証の手薄い我々個人事業主は、生活していくうえでより自助努力が求められる存在だと思います。だからこそ、健康でしっかり働けるうちから小規模企業共済制度による資金の積み立てをしておくことが自分や自分の家族のため、ひいては従業員とその家族のためにも大切なことだと思います。この制度が今後とも発展し、多くの方に活用されることを祈念します。」と話している。



(中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

連鎖倒産から中小企業を守ります!

危機を脱した企業の事例



中小企業と地域振興を
もっとサポート
中小機構

中小企業を連鎖倒産から 守ります!



取引先事業者が倒産し、これに伴い
売掛金債権等 (売掛金債権・前渡金返還請求権)
について回収困難となった場合に、共済金の貸付けが受けられます。
取引先に不測の事態が生じた場合に中小企業を応援する共済制度です。

「年商の半分が回収不能に!」

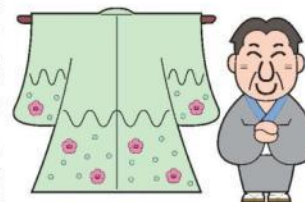
近畿地方で和装小物 (七五三の帯・下駄・袋物) を
専門に製造している中小企業者。この業界では、
経営者や技術者の高齢化・売上減少等により廃業
する事業者が多い中、順調な経営状況で法人化を
予定していた。そのようなとき、一番の取引先であ
る京都の納品先が不渡り手形を出したとの連絡が
入り、とたんに資金繰りに窮し、法人成りの話しも
一気に吹き飛んでしまった。

もともと季節要因による変動が大きい商売でもあ
り、年商の半分にあたる4,000万円の売掛金が回
収できない状況では事業継続が困難で、連鎖倒産
してしまうような状態に陥った。

こんな状況のときに、倒産した納品先と取引をしていた大手企業から、思わぬ直接取引の申し出
があった。そこで、急場の資金として経営セーフティ共済から、3,200万円を借入れて事業継続の
見通しを立て、大手取引先との取引を始めることになった。

経営者からの一言

『もし、経営セーフティ共済の借入れが無かったら、せっかくの大手企業からの申し出にも応じら
れず、事業継続は不可能だった。加入していたお陰で事業の継続ができ、現在は、倒産先の営業
社員も採用して事業拡大するなど順調で、年商は2.5倍に拡大するまでになりました。お陰様で法
人成りも無事完了することが出来ました。』



「あの時は本当に倒産と思った!」

東北地方でマンション建設資材の販売を営んでいる中小企業者。2,200万円の債務超過を克服し、どうにか黒字計上できるまでに至った矢先、得意先の倒産により、4,300万円もの不良債権を抱え、事態が急変してしまった。

顧問税理士とも資金繰りについて相談し、A銀行や政府系金融機関に借入れを申し入れたが、最初は難色を示された。しかし、経営セーフティ共済で1,200万円の借入れが可能になったことで、政府系金融機関からも1,000万円の借入れが可能となり、さらに、A銀行の融資課長は「本当に政府系金融機関から借りられたのですか?」と驚きながらも、経営セーフティ共済の貸付けや政府系金融機関の融資が可能となったことで、1,000万円の融資に応じてくれた。



経営者からの一言

「あの時は本当に倒産と思った。経営セーフティ共済と適切な銀行交渉のお陰です。政府系金融機関が融資に応じてくれたのは、この制度に加入しており、共済金貸付けにより大きな資金手当てが可能であったことを知ったことが決め手となった。一生忘れられないし、感謝しています。現在、会社の経営は順調で、返済も順調に進んでいます。」

「度重なる貸し倒れでいよいよダメかと思っていた!」

中部地方の繊維製造卸業者。恒常的に不良債権を抱え、売上も年々減少し、金融機関からの借入金残高は2億4千万円を超えた状態だった。

そんなとき、取引先が倒産し、新たな不良債権が約3千万円発生した。そこで、既存借入先の金融機関に相談したが、借入返済資金を補う程度の借入れが精一杯で、不良債権に対応する新たな融資を受けるのは無理だった。そこで、これまで預金取引だけしていた別の金融機関からも手形借入をしたが「焼け石に水」の状況だった。

そんな状況にもかかわらず、経営セーフティ共済で2千万円の貸付けを受けることができ、どうにか急場をしのげた。

経営者からの一言

「以前にも、この制度を活用しており、今回は貸付限度額の関係で不良債権額全額までの貸付けは受けられなかったが、度重なる貸し倒れでいよいよダメかと思っていたので大変助かった。企業の財務状況や返済可能性などの金融審査ではなく、取引先の倒産と取引先に対する回収不能債権額の事実確認だけで掛金の10倍まで貸してくれるので、当業界のような不況業種や売掛金の多い業種には大変ありがたい制度です。」

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

メリット
1

最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。

- 取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高8,000万円)で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。
- 貸付けを受ける際には、倒産した取引先との簡取引の内容・方法が分かる書類が必要になります。
- 「倒産」とは以下の事態が取引先事業者に生じるとをいいます。なお、「夜逃げ」等は、本制度の「倒産」には含まれません。

倒産の事態	倒産日
法的整理	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがされること
取引停止処分	手形交換所に参加する金融機関によって取引停止処分を受けること
私的整理	債務整理の審判を受けた弁護士等(※1)によって、共同契約書に対し支払を停止する旨の通知がされること
災害による不渡り	多大な災害の発生によって、手形等(※2)が「災害による不渡り」となること
特定非常災害による支払不能	特定非常災害(※3)により代表者が死亡等した場合に、弁護士等によって、共同契約書に対し支払を停止する旨の通知がされること

(※1) 弁護士または認定司法書士(法務大臣の認定を受け新設の目的となるものの価額が140万円を超えない請求事件新設等について代理業務を行うことができる司法書士)

(※2) 手形、小切手その手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができず振替または証書

(※3) 政府が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき指定する大規模な災害

(注) 取引先事業者に倒産の事態が複数発生している場合には、共済金の貸付請求を行う共同契約書が、売掛金債権等の額が面額と相対した最初の倒産の額(共済額)が、当該共済契約書によっての倒産日となります。したがって、この「倒産日」がら6か月を経過した場合には共済金の貸付請求を行うことはできません。

メリット
2

共済金の貸付けは無担保・無保証人です。

■共済金の貸付けは無利子です。ただし、共済金の貸付けを受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

メリット
3

掛金は税法上、必要経費または損金に算入できます。

メリット
4

一時貸付金制度も利用できます。

安心の実績

- ① 現在約30万の方が加入しています。(平成23年3月末現在)
- ② 貸付累計件数約26万件、貸付累計金額約1兆8,000億円にのびます。(平成23年3月末現在)
- ③ 法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度で、独立行政法人中小企業基盤整備機構(国が全額出資)が運営する制度です。

加入できる方

加入できる方は、次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

■個人事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数	業種	資本金等の額	従業員数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業 (自動車用タイヤ製造、工業用タイヤ製造、その他)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下			

■企業組合、協業組合

■事業協同組合、商工組合等、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

◆加入申込み手続きは、貴社の事業活動の内容が確認できる以下の所でお願ひします。

●商工会 ●商工会議所 ●中小企業団体中央会、中小企業の組合 ●金融機関の本支店	取扱機関名
---	-------

5. インターネットを活用した加入促進について (小規模企業共済制度)

◎現状の課題等

- 現行制度では、契約申込みは、委託機関経由のみ。
- 委託機関との接点がない者には、申込みをするきっかけがないケースも多い。
- 特に、サービス業や創業間もない若手経営者の中には、委託機関に足を運ぶことを嫌う者も多いのではないかと。

◎解決策：インターネット経由で申込手続き（申込み書の作成等）が行える簡易な方法を導入

- インターネット経由で契約申込み書等入手することで、委託機関に足を運ぶ手間が省かれる。
- 契約申込書の記載漏れ、形式要件の確認などが自動的にチェックされるため、時間的な無駄がなくなるなど契約を希望する者の利便性が向上。

共済契約の流れとインターネット化

委託団体（都道府県商工会連合会、商工会議所等）
代理店（都市銀行、信用金庫との金融機関）

契約申込
書類の
送付等

中小企業基盤整備機構

契約申込書の入手

① 契約申込書の記入提出
② 預金口座振替申込書記入提出
③ 重要事項確認書※押印必要
（反社規定同意等）

◎ 加入資格の確認
確定申告書の提出等

◎ 加入申込金の納付

インターネット経由での手続を導入
① 契約申込書等をネットで入手作成送付
② 中小機構から送付される入力済み書類等
の必要書類に押印の上、委託団体等に提出

契約を希望する小規模事業者

契約締結
書証、
共済手
帳、しおり
及び約款
送付

◎共済ポータルサイトの整備

契約者が自分の契約内容（掛金納付状況、将来受け取れる共済金の額等）の確認や、共済契約の変更（掛金月額の変更等）などを、インターネット経由でも行える共済ポータルサイトを整備する。

- 加えて、契約者が抱える様々な経営課題について相談できる、支援を受けられるメニューを、ポータルサイト経由で提供する。

◎インターネット導入後に残る課題

- ① インターネット環境がない、インターネット経由での手続き等を望まない契約者向けに、現行の委託機関経由は、当面残す。
- ② 加入要件（従業員数）の有無の確認行為（現行は、委託先に一任）をどうするか。共済事由の確認行為も同様。
(税務サイドとの調整も必要)

6. 付加共済金の支給に向けて (小規模企業共済制度)

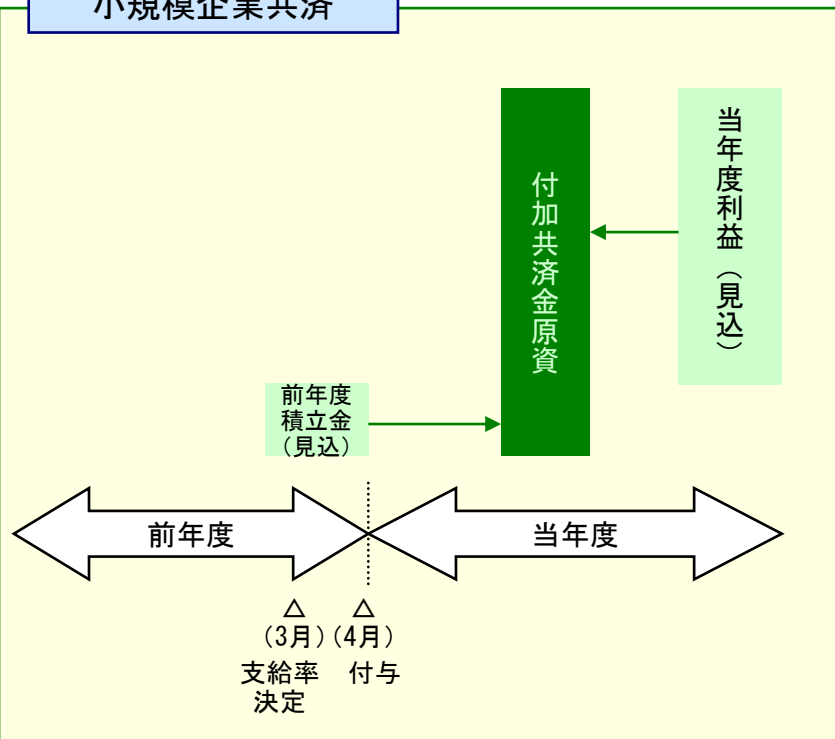
- ◎ 繰越欠損金解消後の付加共済金の支給基準を定めているのか。(小野委員)
- ◎ 付加共済金の支給実績がないのであれば、廃止するというような考えはあるのか。(伊藤委員)

(検討すべきポイント)

- 制度導入時の算定基準、スキームには、類似公的機関、民間保険会社との相違があり、付加共済金の算定基準等を見直す必要はないのか。
- 例えば、利益剰余金の算定基準と将来支払うべき付加共済金の算定方法等は、最適な方法なのか。
- ・ 現行の付加共済金制度を導入した時の資産運用の経理決算処理は、簿価ベースであったが、平成16年の独法化以降、委託資産については、時価ベースに変更されたこと。これにともない、設定された算定基準日(当年度末)の1年以上前に利益剰余金を見込み、付加共済金の財源として確定することとなり、当該年度には、時価資産の下落により欠損金が生じる恐れもあること。 など

【付加共済金等の算定スキームの比較】

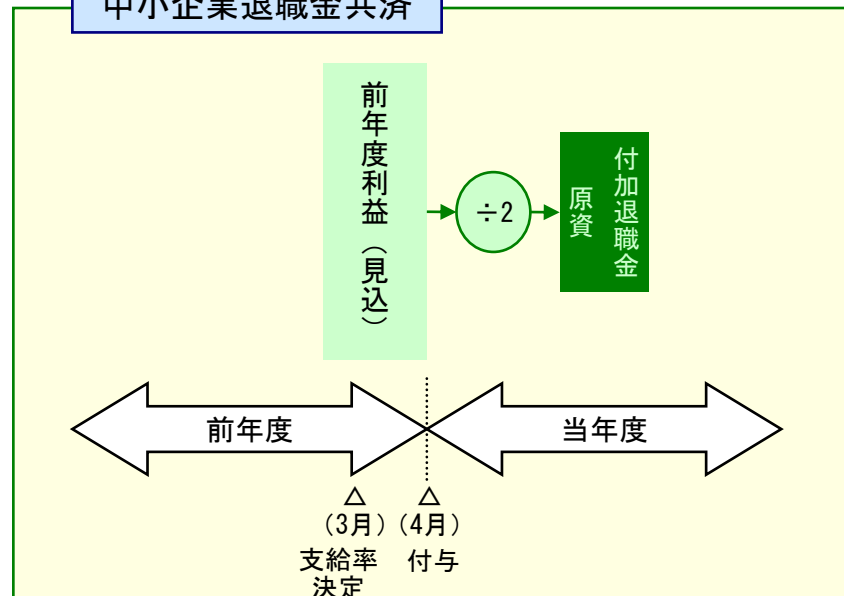
小規模企業共済



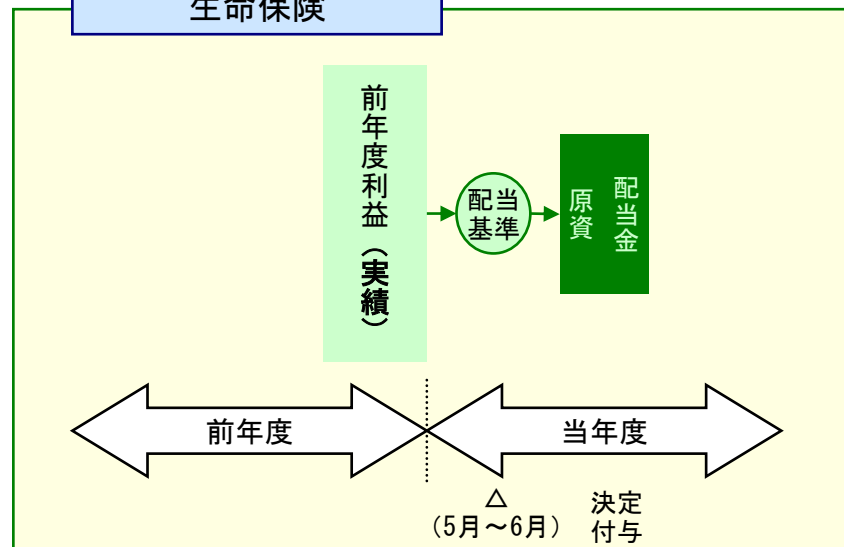
付加共済金の算定における問題点

- ①利益見込を前年度基準で算定しないため不確実性が高い。
- ②利益見込の一部を資本勘定に留保する基準がない。

中小企業退職金共済



生命保険



出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(参考8) 付加共済金等に関する条文の比較 (小規模企業共済／中小企業退職金共済)

小規模企業共済法 第九条第五項

第三項第二号ロ及びハの支給率は、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同号ロ又は第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額を、当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額(同号ロの仮定解約手当金額をいう。)の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

小規模企業共済法施行規則 第十条の二第一項

法第九条第五項の当該年度までの運用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ又は法第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額を合算して得た利益の額とする。

一 当該年度の運用収入の見込額から次に定める金額を減じて得た金額

(中略)

二 当該年度の前年度までの運用収入及び掛金に係る収入の見込額から当該前年度までの共済金及び解約手当金に係る支払の見込額及び当該前年度の末日に積み立てる基本額、付加額(法第九条第三項第二号ロ及びハ並びに第十二条第四項第二号ロ及びハに定める金額をいう。)及び分割共済金の額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額

中小企業退職金共済法 第十条第四項

第二項第三号ロの支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

中小企業退職金共済法規則 第十七条

法第十条第四項の当該年度の前年度の運用収入のうち同条第二項第三号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額は、当該年度の前年度の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百五十二号)第十二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

7. 今後のスケジュール等について

第1回 共済小委員会 平成26年3月7日(金)

- (1)小規模企業共済制度の平成26年度付加共済金の支給率について
- (2)両共済制度の現状と課題について

第2回 共済小委員会 平成26年4月24日(木)

- (1)第1回共済小委員会におけるご意見・指摘等について

○今後のスケジュール

今回頂いた意見・指摘等に加え、現在、両共済制度を巡る政策課題等を踏まえたヒアリング等を実施しており、両共済制度への改正ニーズ等も踏まえた今後の方向性等の議論・検討を、6、7月頃からお願いする予定。